

宣言草案案

今や世界資本主義と共に急速度に没落の道を辿りつゝある我國資本主義は、澎湃として漲り來つた無產大眾解放の大潮流の前に、最後の必死的攻勢を開始した。三黨首委協によつてブルジョア獨占議會の解散を回避し、憲本聯盟によつて我國民の生活に最も重要な豫算案を旬日之内に總否みにした第五十二議會は何を意味するか。それは我が帝國議會が豫算案審議權を擯棄して、最早その歴史的存在理由の無いことを自ら証明し、全被壓迫民衆に対する絕對專制的支配の確立を準備するものでなくて何であらう。帝國議會は今や單に獨裁的金融寡頭政治の醜惡なる豚小屋にすぎなくなつた。

工場に働く男女労働者諸君！

政府は組合運動を保護せしめんといふ美名の下に徹頭徹尾組合運動を撲滅せんとする「労働組合法」を今議會に提出し、議會は厚顏無恥にも之を通過せんとしてゐる！働く力以外に何物もも持たぬ労働者にとつては、死の宣告にも等しい惡法ではないか！

農民諸君！政府はさきに小作乍調停法及び自作農創定維持法を制定して巧みに地主を擁護し、小作農民の團體的闘争を抑壓したる專制的政府は、今や小作法を制定して地主の横暴を合法化し小作人の生存權を奪はんとしてゐる。而も議會は黙々としてこれを通過せんとしてゐる。部落民諸君！「同胞借和」「融和促進」をモットーとする支配階級は水滸運動を暴壓して、部落民を永遠に奴隸の境地に沈めやうとしてゐるではないか！封建的隸屬を確立せらるる婦人同胞よ！かかる專制的支配と相通するブルジョア議會は、最早諸君の解放運動の味方ではない。諸君の解放はかかるブルジョア代議士に信頼する所謂婦人運動家によつては達成せられないことを知るであらう。反動的勢力の巧みな欺瞞は、今や人民のすべての層に及びつゝある。全被壓迫民衆の眞の味方は誰か！支配階級と協力して民衆を永久に隸屬の鎖に縛りつけんとする社會民衆、日本農民、更には又民衆の眞の敵と勇敢に闘争することを拒否する日本勞農黨は、かかる反動政策の裏切れるなる狹人形にすぎない。絕對專制的支配階級の強要する屈從隸屬政治的、經濟的生活破綻から全被壓迫民衆を救ひ出し、人間的生活の權利獲得の爲に全民衆と共に戦ふのは、我が勞働農民黨の使命とする所である。民衆の權利のために戦ふのは無產階級の政黨のみである。全民衆は勞働農民黨に参加せよ！かくしてのみ諸君の日々近づくのだが岡山縣に於ても今や機熱し、今日こゝに勞働農民黨岡山縣支部聯合會の創立を見るに至つた。創立大會に際し我等の主張を宣言する。

一九二七年三月二十六日

労働農民黨岡山縣支部聯合會

創立大會

労働農民黨岡山縣支部聯合會規約(草案)

第一條 本會は労働農民黨岡山縣支部聯合會と稱し事務所を岡山市内に置く。

第二條 本會は本會所屬各支部を統轄し、労働農民黨の綱領、宣言決議を貫徹するを以て目的とする。

第三條 本會は岡山縣下の労働農民黨所屬各支部を以て組織する。

第四條 本會に左の機關を置く。

二、執行委員會

三、常任執行委員會

第五條 大會は本會最高の決議機關にして大會代議員、執行委員、書記長及び本部役員を以て構成す。

第六條 大會は毎年一回執行委員會之れを招集し、議長及副議長は大會に於て選舉す。但し所屬支部三分の二以上の要求ありたる時又は執行委員會の必要と認めたる場合は臨時大會を開催する事行

第七條 大會代議員は所屬支部より選出するものとし、その選出比率は執行委員會に於て決定するものとし、その選出大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得す。

第八條 大會の議事は出席代議員の過半數を以て決す。

第九條 大會の議事は出席代議員の過半數を以て決す。

第十條 可否同數なる時は議長之を決す。

第十一條 大會は執行委員長一名、書記長一名、執行委員若干名を選出するものとする。

第十二條 第二節 执行委員會

执行委員會は执行委員長、書記長及び执行委員を以て構成す。

第十三條 执行委員會は执行委員長、書記長、执行委員に開員を生じたる場合は执行委員會に於て組織宣傳、教育出版、調査、財政地方及中央對策の各部門を設くる事を得。

第十四條 执行委員會は次期大會に於て承認を得るを要す。

第十五條 执行委員會は执行委員會に於て組織宣傳、教育出版、調査、財政地方及中央對策の各部門を設くる事を得。

第十六條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第十七條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第十八條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第十九條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十一条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十二条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十三条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十四条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十五条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十六条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十七条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十八条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第二十九條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十一条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十二条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十三条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十四条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十五条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十六条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十七条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十八条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第三十九条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第四十条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第四十一条 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成す。

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十二條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十三條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十四条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十五条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十六条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十七条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十八条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十九条 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第七章 財政

本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する

第三十一條 本會所屬支部にして本會の事務を統轄する